

平成 20 年度商工労働観光部の施策について

岩手県商工労働観光部

部長 廣田 淳



昨今の国内経済は、米サブプライムローン住宅問題などをきっかけに生産や企業の景況感が悪化し、足踏み状態と言われております。

県内経済も、持ち直しの動きは弱く、また、原材料価格の上昇を販売価格に転嫁しにくい状況にあり、特にも中小企業にとっては厳しい状況にあると認識しております。

さらには、本格的な人口減少社会の到来、経済のグローバル化の急速な進行など、環境が大きく変化しており、これまでも増して早急に地域経済の活性化を図るための取り組みを強化することが必要であると認識しております。

このような認識のもと、本年度、県商工労働観光部では、今年1月に策定した「いわて希望創造プラン」の政策の6本の柱のひとつでもある「地域に根ざし世界に挑む産業の育成」を目的とし、民間の経済活動を様々な分野から支援することにより地域の産業の活性化を図り、雇用の確保と県民生活の向上を目指します。そのために、自動車産業を核としたものづくり産業のさらなる集積を促進、食産業の展開、地域回遊交流型観光の推進、東アジアをはじめとした海外市場の展開、ものづくり産業人材の育成、中心市街地の活性化等に取り組んで参ります。

昨年は、連続ドラマやデスティネーションキャンペーン等の効果で県内の観光客の入り込み数が伸びましたが、今年度は、平泉の文化遺産の世界遺産登録を契機とした本県へのさらなる観光客の誘致のため、旅行商品の開発促進、情報発信・誘客活動強化、受け入れ態勢の整備に取り組んで参ります。また、平泉の文化遺産と深い関わりを持つ本県の「漆」の全国的なブランド形成を支援します。

雇用面に関しては、雇用の場の創出、人材の育成、求職者と地元産業界の適切なマッチングの3つの視点を重視しながら、特に厳しい雇用環境にある県北・沿岸地域の雇用の創出や公正な雇用の確保、若年者・障がい者の雇用促進に向けた取り組みを県全体で推進します。

これらの施策を効果的に展開するためには、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様の御支援、御協力や県中小企業団体中央会を始めとする産業支援機関との連携、協働が不可欠であります。今後とも、本県産業振興施策の推進に御支援賜りますようお願いいたします。

第53回中央会通常総会を開催

激変する中小企業の経営環境に即応した中小企業組合の専門支援機関として

本会の第53回通常総会が5月14日(水)盛岡市のホテル東日本で開催された。会員537人中284人(委任状を含む)の出席を得たほか、岩手県知事をはじめ関係各機関から来賓多数のご臨席をいただいた。議事では、上程された全7議案が原案通り、満場一致により可決決定された。

新年度の事業計画では、予算総枠抑制の中、巡回指導の強化をはじめ既存組合活性化への支援を強化するほか、新事業展開や新分野進出等の経営革新、地域資源活用による新事業創出・農商工連携の推進、組合再生及び経営環境に即応した多用な組織体の創出・支援、企業組合制度を活用した創業支援等を推進する。

事業実施にあたっては、関係機関との緊密な連携のもと、コーディネート機能を発揮するとともに、より効果的な事業活動の展開を図る方針である。



【祝辞を述べる岩手県商工労働観光部 廣田部長】

重点項目

1. 課題発掘の徹底

巡回指導の手法を見直し、課題発掘を徹底して行うとともに、課題別の対応または、提案により組織の活性化を図る。また企業別の課題についても個別に解決に取り組む。

2. 既存組合活性化への支援強化

企業の多角化・新分野進出等、組合員企業の新たな事業展開による業態変化に呼応した新たな共同事業の実施が必要な組合に対して、ニーズを的確に把握した共同事業が展開されるよう支援・指導を行う。

3. 経営革新の推進

組合員企業が経営環境の変化に対応して、新製品開発・新役務提供等の新事業活動を行う際、経営革新の認定が受けられるようその実施方法・計画の策定等について支援する。

4. 新連携への取組強化

異分野の中小企業同士が技術・ノウハウの摺り合わせを通じて強みを相互補完する連携体を構築し、市場ニーズに即応した高付加価値製品・サービスを創出する「新連携」が重要になっている。これに対応し連携組織の発掘と技術支援から市場化に至るまでの継続支援のほか、産学連携・販路先との連携による新市場開拓の支援強化を図る。

5. 地域資源活用による新事業創出・農商工連携推進

県内の地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等)を「強み」として活用した新たな取組の掘り起こし、地域資源の生産者等と連携し新商品・新サービス開発の取組を支援し、オンリーワンを目指した地域ブランドづくりの促進を支援する。

6. 組合再生及び組合員企業への支援強化

新たな視点に立ち、実施しようとする事業展開(事業転換、新分野進出・新市場開拓、環境保全、高齢化社会対応、地域社会への貢献等)にあたって、共同出資会社、LLP(有限責任事業組合)、LLC(合同会社)等の新事業体を中小企業組合制度に準じた組織形態と捉え、その構想段階から事業運営・事業基盤確立段階までの各ステージに渡り幅広く支援・育成し、多様な連携組織の基盤確立や経営基盤強化を図る。

7. 企業組合の設立促進

創業組織としての企業組合制度を活用した設立を促進するとともに、立ち上がり期の事業活動が円滑に展開されるよう支援する。

事業計画の概要(抜粋)

1. 組合等の指導事業

- (1)巡回指導 (2)相談業務 (3)改正組合法普及円滑化対策事業 (4)個別専門指導 (5)小企業者組合等指導 (6)下請取引適正化推進事業

2. 既存組合活性化支援事業

- (1)連携組織円滑化支援事業 (2)ミニ診断の実施 (3)若手経営者等連携促進育成事業

(4)商・学連携商業活性化モデル事業 (5)組合強化育成事業

3. 経営力向上支援事業

中小企業が抱える様々な経営課題（新事業展開、マーケティング、事業承継等）の解決策を見出す相談会を開催し、組合及び中小企業等の経営基盤の強化を支援する。

4. 中小企業経営革新支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画策定並びに策定後の取り組みについて支援するとともに、経営革新計画策定支援及び経営基盤強化支援の実施に向けその啓蒙普及を行う。

5. 新連携・農商工連携等への取り組み強化

(1)新連携等創出企業交流促進事業 (2)地域資源活用・農商工連携促進事業

6. 新規組合の設立促進、多様な連携体の創出・支援

(1)組織新生推進事業 (2)雇用創出企業組合組織化推進事業

7. 全国中央会助成事業導入支援

(1)活路開拓調査実現化事業 (2)自主研修事業 (3)Web 構築支援事業

(4)組合等情報ネットワークシステム等開発事業 (5)研究集会

8. 組合等に関する交流及び研修事業

(1)役員等講習会 (2)特定問題研修会 (3)特定問題研究会 (4)中小企業組合士交流会 (5)労働契約法普及事業

9. 組合等に関する調査事業・情報提供事業

(1)労働事情実態調査 (2)景況調査 (3)情報連絡員制度 (4)機関誌発行 (5)組合資料収集加工事業

(6)官公需に関する情報収集・提供

10. 組合等の振興対策事業

(1)中小企業団体若手県大会の開催 (2)金融対策 (3)労働対策 (4)各種共済制度普及促進

11. 受託事業

(1)一関市成功店モデル創出波及事業

第7回 岩手県中小企業振興奨励賞受賞

第53回通常総会において、『岩手県中小企業振興奨励賞』の授賞式が行われた。

この奨励賞は、第52回中小企業団体全国大会の岩手県開催を契機に設置された中小企業振興基金を活用し、県内中小企業の発展に寄与した組合に与える表彰制度で、今年で第7回目を迎えた。

表彰の対象となるのは、社会貢献、環境・エネルギー、新事業創設、後継者育成、中小企業の振興等の分野の中から特に顕著な取り組みを行った本会の会員組合で、今回は以下の2組合を表彰した。

受賞組合	山根林産企業組合
	
理事長	大石 繁
主な共同事業	造林、素材生産、 配電（伐採）請負事業
受賞理由	国、県有林の造林事業をはじめ、東北電力、NTT等からの請負事業を行っている。林業に携わる地域住民が企業組合を設立し、地域住民の雇用機会確保に努めるなど、地域の振興に大きな役割を果たした功績による。

受賞組合	ドンと市かわさき協同組合
	
理事長	佐々木 正義
主な共同事業	共同施設の管理運営 共同販売事業
受賞理由	一関市から農林水産物直売、食材供給施設（道の駅かわさき～川の灯～）の指定管理者に指定され、管理運営を行っている。新規戦略商品の開発、店舗催事の充実と季節催事の特化など、お客様の目線に立ちサービスを提供して、地域産業の振興に多大な貢献をした功績による。

【中央会新役員体制】

新役員 会長1名 副会長3名 専務理事1名 理事27名 監事5名

役職名	氏名	所属組合		
会長	鈴木宏延	岩手県商工振興協同組合 理事長		
副会長	阿部典夫	岩手県生コンクリート工業組合 理事長		
副会長	元持勝利	岩手県自動車整備商工組合 理事長		
副会長	谷村久興	岩手県機械金属工業協同組合連合会 会長		
専務理事	千葉俊明	岩手県中小企業団体中央会（員外）		
理事	岩清水 晃	南部鉄器協同組合 理事長	理事	平野喜嗣 岩手県電気工業工業組合 理事長
理事	及川 敬	水沢鋳物工業協同組合 理事長	理事	藤岡利夫 岩手流通輸送センター協同組合 理事長
理事	岡田誠三	岩手県鋳金工業組合 理事長	理事	藤原信也 盛岡青果卸売協同組合 理事長
理事	小野田富男	岩手県木材産業協同組合 理事長	理事	細谷地諄吉 岩手県液化ガス商工組合 理事長
理事	久慈 浩	岩手県酒造協同組合 理事長	理事	間瀬半藏 協同組合ベルセンター 理事長
理事	工藤 浩	盛岡地区タクシー業協同組合 理事長	理事	松田博之 協同組合盛岡卸センター 理事長
理事	齋藤俊明	岩手県菓子工業組合 理事長	理事	宮澤啓祐 岩手県石油商業組合 理事長
理事	佐々木嘉七	岩手県採石工業組合 理事長	理事	村井 晃 日専連岩手県連合会 会長
理事	佐藤 康	岩手県中小企業青年中央会 会長	理事	吉田莞爾 盛岡大通商店街協同組合 理事長
理事	澤里富雄	久慈地区中小企業団体協議会 会長	理事	吉田幸一 岩手県印刷工業組合 理事長
理事	澤田克司	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	理事	渡辺公志 盛岡工業団地協同組合 理事長
理事	菅原廣耕	岩手県ビル管理事業協同組合 理事長	監事	菊地敏雄 岩手県塗装工業組合 理事長
理事	高橋信教	岩手県乾麺工業協同組合 理事長	監事	昆 裕子 企業組合夢咲き茶屋 理事長
理事	高橋精一	盛岡市建設業協同組合 理事長	監事	佐香英一 宮古市末広町商店街振興組合 理事長
理事	高橋祥元	協同組合江釣子ショッピングセンター 理事長	監事	佐藤幸雄 岩手県管工事業協同組合連合会 会長
理事	豊岡卓司	岩手県商店街振興組合連合会 会長	監事	村井良和 岩手県パン工業組合 理事長

（役職別・五十音順）

組合役員の組合法改正に関する留意事項

中小企業等協同組合法(中協法)及び中小企業団体の組織に関する法律(中団法)は、平成 18・19 年と 2 年連続してそれぞれ改正法が施行されております。

今回は、組合の役員に求められる様々な規整の中でも、特に法改正により新たに設けられた規定についてご紹介します。

1. 理事の「利益相反取引」とは何か？

理事の利益相反取引については、従来組合法に特別の規定はありませんでした。しかしながら法改正により中協法において新たに規定が設けられました(中協法第 38 条 1 項 2 号。中団法第 5 条の 23 及び 47 条にて準用する中協法同条)。

組合が理事の債務を保証する行為や理事が所有する不動産を組合に売却する行為、理事の債務を担保するため組合所有の不動産に担保権を設定する行為、代表理事を同じくする組合間での取引など、組合・理事間の利害が相反する取引(=利益相反取引)をしようとする場合は、理事会の承認を受けなければならない、と規定されました。

利益相反取引の認定については、理事の裁量によって組合に不利益を及ぼすおそれのある、全ての財産上の行為が含まれます。上述の行為のような有償行為だけに限られず、組合に対する理事の債務を免除するような行為も含まれます。但し、組合に不利益を及ぼさない行為であって、例えば理事が行う無償贈与、債務履行の行為や相殺などは該当になりません。

利益相反取引をしようとする理事(=利益相反理事)は、理事会の席上で議決に加わることが出来ません(中協法第 36 条の 6 第 2 項)。仮に理事会の議決を受けた場合でも、その取引によって組合に損害が出た場合は、その取引に関して任務懈怠のある理事は、組合に対する損害賠償の責任を負わなければならない(中協法第 38 条の 2 第 1 項)。

2. 業務監査権限を持つ監事の監査とは？

平成 18 年改正により、従来、会計監査に限定されていた監事の権限に、業務監査権限(理事の職務の執行の監査)が追加されました。但し、組合員の総数が 1,000 人を越えない組合では、定款で監事の監査を会計監査のみに限定することが出来ます。

業務監査権限のある監事は、理事が不正の行為をしたり、そのおそれがあるとき、また法令・定款違反の事実や著しく不当な事実があると認められるときは、その旨を理事会に報告しなければなりません。また理事会に必ず出席し、必要ならば意見を述べ、要件を満たせば理事会の招集を請求することもできます。

但し注意すべき点としては、業務監査自体は原則として業務執行の「適法性」を監査することに限られ、「妥当性」についてまで及ばないということです。つまり、法令や定款違反の監査に限られ、不当な事実等を指摘するにとどまり、その執行が良かったのか・悪かったのか等の判断をするものではありません。

3. 会計監査のみ行う監事の調査とは？

会計監査に限定した組合の定款の「監事の職務」で「本組合の業務及び財産の状況を調査することができる」とあります。この業務調査とは、あくまで会計の監査のために必要な業務の調査であり、業務監査権限を持つ監事が行う業務監査とは異なります。よって理事の職務執行について不正の事実があっても、監査報告にその旨を記載することはできません。但し、口頭で意見を述べることは出来ます。

平成 19 年

商業統計調査結果の概要について

岩手県では、商業統計調査を昭和 27 年に第 1 回の調査を実施して以来、昭和 51 年までは 2 年ごとに、平成 9 年までは 3 年ごとに、その後は 5 年ごとに本調査を実施し、その中間年（本調査から 2 年後）に簡易調査を実施しています。

今回は平成 19 年 6 月 1 日現在で県内の卸売業、小売業を対象に平成 19 年商業統計調査を実施しましたのでその概要について以降抜粋によりお知らせいたします。

また今回調査の詳細は岩手県ホームページ（トップページ左側「岩手県を知る：統計情報」 「統計ライブラリー：キーワード検索」 「商業統計調査」入力）に掲載されております。

1. 概 況

平成 19 年 6 月 1 日現在の岩手県の事業所数は 17,922 店、従業者数は 110,081 人、年間商品販売額は 3 兆 1,902 億円、売場面積は 182 万 2,849 m²。

これを前回調査（平成 16 年）と比較すると、事業所数は 1,594 店（前回は 8.2%）の減少、従業者数は 5,519 人（同 4.8%）の減少、年間商品販売額は 1,932 億円（同 5.7%）の減少、売場面積は、6 万 6,034 m²（同 3.8%）の増加となっている。

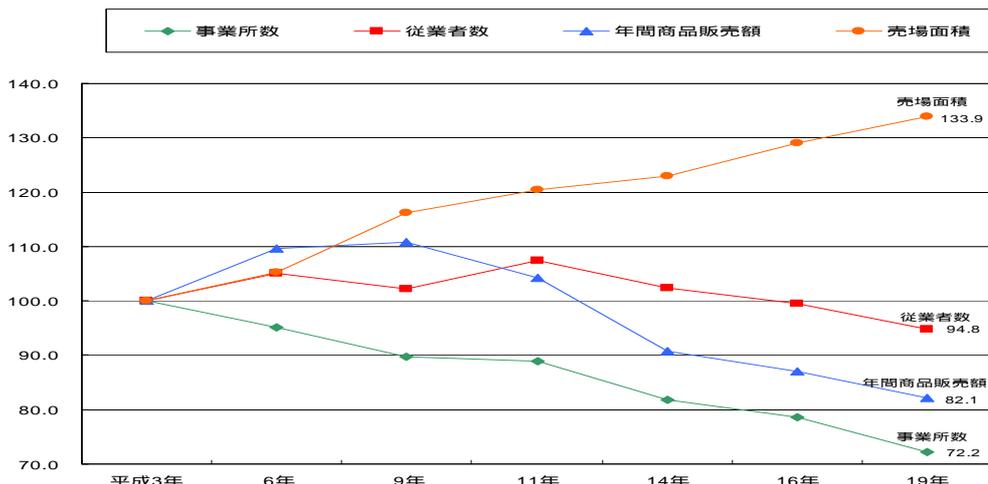
表1 事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

区 分	平成16年		平成19年		増減数	増減率 (%)
	数	構成比 (%)	数	構成比 (%)		
事業所数 (店)	19,516	100.0	17,922	100.0	1,594	8.2
卸売業	3,487	17.9	3,201	17.9	286	8.2
小売業	16,029	82.1	14,721	82.1	1,308	8.2
従業者数 (人)	115,600	100.0	110,081	100.0	5,519	4.8
卸売業	29,391	25.4	27,335	24.8	2,056	7.0
小売業	86,209	74.6	82,746	75.2	3,463	4.0
年間商品販売額 (万円)	338,346,348	100.0	319,026,122	100.0	19,320,226	5.7
卸売業	201,183,798	59.5	186,826,829	58.6	14,356,969	7.1
小売業	137,162,550	40.5	132,199,293	41.4	4,963,257	3.6
売場面積 (m ²)	1,756,815	100.0	1,822,849	100.0	66,034	3.8
卸売業	-	-	-	-	-	-
小売業	1,756,815	100.0	1,822,849	100.0	66,034	3.8

表2 事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の年次別推移

年次別	事業所数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
	実数 (店)	対前回 増減率 (%)	対平成 3年比 平成3年=100	実数 (人)	対前回 増減率 (%)	対平成 3年比 平成3年=100	実数 (万円)	対前回 増減率 (%)	対平成 3年比 平成3年=100	実数 (m ²)	対前回 増減率 (%)	対平成 3年比 平成3年=100
平成 3 年	24,826	1.7	100.0	116,130	1.9	100.0	388,378,711	16.8	100.0	1,361,165	6.8	100.0
6 年	23,622	4.8	95.2	122,064	5.1	105.1	425,592,355	9.6	109.6	1,432,464	5.2	105.2
9 年	22,267	5.7	89.7	118,707	2.8	102.2	430,237,395	1.1	110.8	1,582,920	10.5	116.3
11 年	22,062	0.9	88.9	124,745	5.1	107.4	404,550,221	6.0	104.2	1,639,506	3.6	120.4
14 年	20,295	8.0	81.7	118,983	4.6	102.5	352,582,120	12.8	90.8	1,673,803	2.1	123.0
16 年	19,516	3.8	78.6	115,600	2.8	99.5	338,346,348	4.0	87.1	1,756,815	5.0	129.1
19 年	17,922	8.2	72.2	110,081	4.8	94.8	319,026,122	5.7	82.1	1,822,849	3.8	133.9

図1 事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積の推移
(平成3年=100)



2. 事業所数(商店数)

事業所数は17,922店で、前回に比べ1,594店(8.2%)の減少となっている。

卸売・小売業別にみると、卸売業は3,201店で前回に比べ286店(8.2%)の減少、小売業は14,721店で前回に比べ1,308店(8.2%)の減少となった。

業種別にみると、卸売業では飲食料品卸売業が879店(構成比27.5%)で最も多く、次いで機械器具卸売業が808店(同25.2%)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が739店(同23.1%)などとなっている。前回と比べると、繊維・衣服等卸売業が18.6%減、各種商品卸売業が17.6%減、機械器具卸売業が11.0%減など全ての業種で減少した。

小売業では、飲食料品小売業が5,395店(構成比36.6%)で最も多く、次いでその他の小売業が5,058店(同34.4%)、繊維・衣服・身の回り品小売業が1,917店(同13.0%)などとなっている。

前回と比べると、各種商品小売業が28.3%減、飲食料品小売業が13.5%減、家具・じゅう器・機械器具小売業が10.8%減など全ての業種で減少した。

表3 業種別事業所数

産業分類	事業所数(店)		増減数(店)	増減率(%)	構成比(%)	
	16年	19年			19/16	16年
合計	19,516	17,922	1,594	8.2	-	-
卸売業計	3,487	3,201	286	8.2	100.0	100.0
49 各種商品卸売業	17	14	3	17.6	0.5	0.4
50 繊維・衣服等卸売業	97	79	18	18.6	2.8	2.5
51 飲食料品卸売業	960	879	81	8.4	27.5	27.5
52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	774	739	35	4.5	22.2	23.1
53 機械器具卸売業	908	808	100	11.0	26.0	25.2
54 その他の卸売業	731	682	49	6.7	21.0	21.3
小売業計	16,029	14,721	1,308	8.2	100.0	100.0
55 各種商品小売業	60	43	17	28.3	0.4	0.3
56 繊維・衣服・身の回り品小売業	2,065	1,917	148	7.2	12.9	13.0
57 飲食料品小売業	6,240	5,395	845	13.5	38.9	36.6
58 自動車・自転車小売業	1,127	1,082	45	4.0	7.0	7.4
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	1,375	1,226	149	10.8	8.6	8.3
60 その他の小売業	5,162	5,058	104	2.0	32.2	34.4

3. 従業者数

従業者数は110,081人で、前回に比べ5,519人(4.8%)の減少となっている。卸売・小売業別にみると、卸売業は27,335人で前回に比べ2,056人(7.0%)の減少、小売業は82,746人で前回に比べ3,463人(4.0%)の減少となった。

業種別にみると、卸売業では飲食料品卸売業が9,026人(構成比33.0%)で最も多く、次いで機械器具卸売業が7,081人(同25.9%)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が5,411人(同19.8%)などとなっている。前回と比べると、繊維・衣服等卸売業が19.7%減、飲食料品卸売業が8.2%減、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が7.1%減、機械器具卸売業が6.6%減など全ての業種で減少した。

小売業では、飲食料品小売業が33,446人(構成比40.4%)で最も多く、次いでその他の小売業が28,255人(同34.1%)、繊維・衣服・身の回り品小売業が6,611人(同8.0%)などとなっている。前回と比べると、各種商品小売業が16.5%減、家具・じゅう器・機械器具小売業が10.7%減、繊維・衣服・身の回り品小売業が9.4%減、自動車・自転車小売業で6.6%減など全ての業種で減少した。

表4 業種別従業者数

産業分類	従業者数(人)		増減数(人)	増減率(%)	構成比(%)	
	16年	19年			19/16	16年
合計	115,600	110,081	5,519	4.8	-	-
卸売業計	29,391	27,335	2,056	7.0	100.0	100.0
49 各種商品卸売業	165	160	5	3.0	0.6	0.6
50 繊維・衣服等卸売業	871	699	172	19.7	3.0	2.6
51 飲食料品卸売業	9,836	9,026	810	8.2	33.5	33.0
52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	5,824	5,411	413	7.1	19.8	19.8
53 機械器具卸売業	7,579	7,081	498	6.6	25.8	25.9
54 その他の卸売業	5,116	4,958	158	3.1	17.4	18.1
小売業計	86,209	82,746	3,463	4.0	100.0	100.0
55 各種商品小売業	4,339	3,621	718	16.5	5.0	4.4
56 繊維・衣服・身の回り品小売業	7,300	6,611	689	9.4	8.5	8.0
57 飲食料品小売業	33,880	33,446	434	1.3	39.3	40.4
58 自動車・自転車小売業	6,756	6,313	443	6.6	7.8	7.6
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	5,038	4,500	538	10.7	5.8	5.4
60 その他の小売業	28,896	28,255	641	2.2	33.5	34.1

4. 年間商品販売額

年間商品販売額は3兆1,902億円で、前回に比べ1,932億円(5.7%)の減少となっている。卸売・小売業別にみると、卸売業は1兆8,682億円で前回に比べ1,435億円(7.1%)の減少、小売業は1兆3,219億円で前回に比べ496億円(3.6%)の減少となった。

業種別にみると、卸売業では飲食料品卸売業が7,561億円(構成比40.5%)で最も多く、次いで建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が4,378億円(同23.4%)、機械器具卸売業が3,504億円(同18.8%)などとなっている。前回と比べると、各種商品卸売業が12.1%、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が2.4%増加したものの、繊維・衣服等卸売業が24.7%減、飲食料品卸売業が11.1%減など4業種で減少した。小売業では、その他の小売業が5,192億円(構成比39.3%)で最も多く、次いで飲食料品小売業が4,369億円(同33.1%)、自動車・自転車小売業が1,425億円(同10.8%)

表5 業種別年間商品販売額

産業分類	年間商品販売額 (万円)		増減数 (万円)	増減率 (%) 19/16	構成比 (%)	
	16年	19年			16年	19年
合計	338,346,348	319,026,122	19,320,226	5.7	-	-
卸売業計	201,183,798	186,826,829	14,356,969	7.1	100.0	100.0
49 各種商品卸売業	793,692	889,820	96,128	12.1	0.4	0.5
50 繊維・衣服等卸売業	2,923,665	2,200,390	723,275	24.7	1.5	1.2
51 飲食料品卸売業	85,049,757	75,615,352	9,434,405	11.1	42.3	40.5
52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	42,745,818	43,780,598	1,034,780	2.4	21.2	23.4
53 機械器具卸売業	37,868,203	35,047,536	2,820,667	7.4	18.8	18.8
54 その他の卸売業	31,802,663	29,293,133	2,509,530	7.9	15.8	15.7
小売業計	137,162,550	132,199,293	4,963,257	3.6	100.0	100.0
55 各種商品小売業	10,375,759	7,946,294	2,429,465	23.4	7.6	6.0
56 繊維・衣服・身の回り品小売業	8,811,037	7,760,197	1,050,840	11.9	6.4	5.9
57 飲食料品小売業	45,394,581	43,696,823	1,697,758	3.7	33.1	33.1
58 自動車・自転車小売業	16,984,999	14,255,338	2,729,661	16.1	12.4	10.8
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	8,692,613	6,611,583	2,081,030	23.9	6.3	5.0
60 その他の小売業	46,903,561	51,929,058	5,025,497	10.7	34.2	39.3

などとなっている。前回と比べると、その他の小売業が10.7%増加したものの、家具・じゅう器・機械器具小売業が23.9%減、各種商品小売業が23.4%減、繊維・衣服・身の回り品小売業が11.9%減など5業種で減少した。

5. 売場面積(小売業のみ)

小売業の売場面積は182万2,849㎡で、前回に比べ66,034㎡(3.8%)の増加となっている。

業種別にみると飲食料品小売業が58万7,390㎡(構成比32.2%)で最も多く、次いでその他の小売業が58万6,488㎡(同32.2%)、繊維・衣服・身の回り品小売業が23万9,598㎡(同13.1%)などとなっている。

前回と比べると、その他の小売業が21.2%、繊維・衣服・身の回り品小売業が0.7%増加したものの、各種商品小売業が11.4%減、自動車・自転車小売業が5.9%減など4業種で減少した。

表6 業種別売場面積

産業分類	売場面積 (㎡)		増減数 (㎡)	増減率 (%) 19/16	構成比 (%)	
	16年	19年			16年	19年
小売業計	1,756,815	1,822,849	66,034	3.8	100.0	100.0
55 各種商品小売業	192,562	170,568	21,994	11.4	11.0	9.4
56 繊維・衣服・身の回り品小売業	237,849	239,598	1,749	0.7	13.5	13.1
57 飲食料品小売業	590,490	587,390	3,100	0.5	33.6	32.2
58 自動車・自転車小売業	49,740	46,802	2,938	5.9	2.8	2.6
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	202,260	192,003	10,257	5.1	11.5	10.5
60 その他の小売業	483,914	586,488	102,574	21.2	27.5	32.2

～改正組合法Q & A～

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q、今回の改正で、監査期間が4週間と規定されていますが、必ず4週間を守らないといけないのでしょうか？

A、この件に関しては、非常に多くのお問い合わせをいただいたところです。

確かに、今回の法改正で、監事の監査期間は4週間と規定されています(中協法第40条第5項及び中小企業等協同組合法施行規則第117条)。

なお、この期間は、理事との合意により延長も可能となっています。

これを見ると何が何でも4週間と思われてしまいますが、法律及び施行規則には、4週間以内に監事が監査報告をしてはいけない、と規定されてはおりません。

よって監事が自主的に、4週間以内に監査報告をすることは構わない、ということになります。

但し、あくまで「監事の自主的な判断により」、ということが重要で、組合・理事側から「日までに監査報告を提出して下さい」といった依頼や強制は出来ないということです。

また、この考え方から、従来いわゆる「監査会の開催」は難しくなります(監査会の開催では、その日の内に監査を終了せよ、ということを経合が暗に言っているのと同じ意味もある)。

よって「監査のお願い」という要請の仕方がベストですので、今後ご留意下さい。

～先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

中部電友協同組合

所在地	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良1丁目17番9号			設立	平成10年10月
出資金	5,400千円	電話番号	058-274-5281	F A X	058-274-7791
地区	岐阜県及び愛知県	主な業種	電気設備工事業	組織形態	同業種同志型組合
組合員数	32人	専従理事	1人	組合従業員	2人
U R L	http://www.chubudenyu.or.jp				

メール配信システムやグループウェアシステムを構築し、情報受発信の迅速化と公平性の確保、組合員の手持工事状況等の情報の一元管理と共有化による受注事業の効率化を実現。

背景と目的

電気設備工事業界は、公共工事の縮減等により受注量が減少し、さらに元請からのコスト削減要請も厳しく、受注単価も減少し厳しい状況にあった。また、情報化社会の到来により、業界でも平成13年より岐阜県が電子入札制度を始めるなど、情報化対策に取り組む必要性が生じた。そこで、各組合員のIT化の水準を調査し、組合全体のIT化の成熟度に応じた「身の丈にあった情報伝達システム」の構築を目指した。

事業・活動の内容

平成12年度に組合員へのIT教育と組合と組合員間の情報交換の迅速化を図るためのネットワークシステム構築に向けた講習会を実施し、ホームページ開設後、メール配信システムを導入。組合員が受注した工事の交流工事依頼(自社の手持工事の一部を他の組合員に請け負ってもらう)、件名工事依頼(自社でオーバーフローした手持工事物件を他の組合員に請け負ってもらう)、余力人員報告(他の会員の工事を自社で請け負う余裕があることの報告)、会議の開催案内など、組合員への各種情報の発信手段をFAX配信から組合員のパソコンや携帯電話へのメール配信に移行。更に平成15年度には、組合員の手持工事や余力人員状況等のスケジュール管理、共同受注した物件の情報共有のため、インターネットを利用したグループウェアシステムを構築。

成果

メール配信システムにより、迅速・公平な情報交換が可能となり、時間差の解消と、岐阜県と愛知県の組合員の地域格差の解消、メールでの報告・連絡による会議開催回数の削減、提供資料の電子化による印刷・郵送費の低減等に繋がった。さらにグループウェアの導入より、組合員の手持工事や余力人員状況のスケジュール等に関する情報の一元管理と共有が可能となったことで、交流工事や件名工事依頼への対応が確実となり、工事施工の遅延防止、受注工事の流失防止にも繋がった。今後これを機に、組合員におけるIT化が更に促進されることによる設計の迅速化も期待される。

【平成20年度 中小企業向け融資制度等一覧表】

資金の種類	貸付対象者	資金用途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率	保証料率	保証人・担保	申込先等	取扱金融機関
商工観光振興資金	中小企業者	設備資金 運転資金	設備：1億円以内 運転：5,000万円以内	設備：15年以内(2年以内) 運転：10年以内(1年以内)	【変動金利(貸出時点上限付き)】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.15%以内 3年超10年以内 年2.35%以内 10年超15年以内 年2.55%以内 但し、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動 手形貸付の場合は、固定とする。 セーフティネット1号～6号の場合は、0.05%減じた率とする。	無担保 年0.45～1.5% 有担保 年0.35～1.4% セーフティネット1号～6号 年0.7% セーフティネット7号・8号 年0.6%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫
中小企業 経営安定資金	経営の安定に支障を生じている中小企業者	運転資金	8,000万円以内(経営安定関連資金は別枠で8,000万円以内)	運転：15年以内(3年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.35%以内 3年超10年以内 年2.55%以内 10年超15年以内 年2.75%以内 セーフティネット1号～6号の場合は、0.05%減じた率とする。			商工会議所、商工会の認定後、取扱金融機関(緊急の場合は取扱金融機関)	
小口事業資金	普通小口	中小企業者	1,250万円以内	設備：7年以内(1年以内) 運転：5年以内(1年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.35%以内 3年超7年以内 年2.55%以内	年0.45～1.5%	第三者保証人及び担保は不要	商工会議所、商工会(緊急の場合は取扱金融機関)	普通銀行、信用金庫
	小規模小口	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社、個人)	1,250万円以内 ただし、保証付き融資残高との合計で1,250万円の範囲内の新規保証に限る。		【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.25%以内 3年超7年以内 年2.45%以内 一部市町村で補給を実施				
	特別小口	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社、個人) 所得税、事業税等の完納者で保証債務残高のない会社、個人	1,250万円以内		【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.3%以内 3年超7年以内 年2.5%以内	年0.7%	不要		
創造的中小企業 支援資金	経営の革新に取り組む者 新事業活動促進法の認定を受けた中小企業者 中小企業創造法の認定を受けた中小企業者(創業者含む)	設備資金 運転資金	設備：7,000万円以内 運転：5,000万円以内	設備・運転 10年以内(2年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.15%以内 3年超10年以内 年2.35%以内	無担保 年0.8% 無担保 年0.9% 無担保無保証人 年1.1%		県知事から認定を受けた後、取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫
県北・沿岸地域 中小企業振興特別資金	県北・沿岸地域の中小企業者で雇用の増加、事業拡大、新分野への進出等に取り組む企業	設備資金 運転資金	5,000万円	設備・運転 15年以内(3年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.35%以内 3年超10年以内 年2.55%以内 10年超15年以内 年2.75%以内	無担保 年0.45～1.5% 有担保 年0.35～1.4%	第三者保証人は不要、原則として無担保	取扱金融機関	

【平成20年度 中小企業向け融資制度等一覧表】

資金の種類		貸付対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率	保証料率	保証人・担保	申込先等	取扱金融機関
いわて起業家育成資金	育成資金	資格、勤務経験等を生かし県内で新たに開業しようとする者(いわて起業家大学・大学院、創業塾の修了生を含む)	設備資金 運転資金	設備：4,000万円以内 運転：2,000万円以内	設備：15年以内(2年以内) 運転：10年以内(1年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.35%以内 3年超10年以内 年2.55%以内 10年超15年以内 年2.75%以内	無担保 年0.45～1.5% 有担保 年0.35～1.4%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	原則として、商工会議所、商工会又はいわて産業振興センター	普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫
	創業資金	資格、勤務経験等は無いが県内で新たに開業しようとする者 これから開業しようとする個人・法人 開業5年未満の個人・法人		1,000万円以内 2,000万円以内(情報技術/環境関連と認められる場合は、3,000万円以内)	設備：7年以内(1年以内) 運転：5年以内(1年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.35%以内 3年超10年以内 年2.55%以内 10年超15年以内 年2.75%以内 の場合は、0.05%を減じた率とする	0.7% 年0.45～1.5%	第三者保証人及び担保は不要		
中小企業災害復旧資金		災害救助法の適用を受けた市町村区域(知事が特に認める等罹災市町村区域を含む)において、事業所等が罹災した中小企業者		1,000万円以内	設備・運転 10年以内(3年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.95%以内 3年超10年以内 年2.15%以内 セーフティネット1号～6号の場合は、0.05%減じた率とする	無担保 年0.45～1.5% セーフティネット1号～6号 年0.7% セーフティネット7号・8号 年0.6% (県が保証料補給を行う)	第三者保証人及び担保は不要	罹災証明書の交付、市町村・商工会議所・商工会の確認を受けた後、取扱金融機関	
企業立地促進資金		誘致企業及び県内企業で工場等を新設又は増設する者	設備資金	3億円以内(拠点工業団地5億円以内、知事の特認で10億円以内、特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円以内)で所要資金の80%以内	設備：15年以内(3年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 10年以内 年1.8%以内 10年超15年以内 年2.0%以内	無担保 年0.45～1.5% 有担保 年0.35～1.4%	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件	県企業立地推進課を經由して取扱金融機関	岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、信用金庫、商工組合中央金庫
ひとにやさしいまちづくり推進資金		不特定多数の県民が利用する民間の工業的施設を設置・管理する方		50万円から1,000万円以内(特例5,000万円以内)	設備：10年以内(1年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年1.2%以内 3年超10年以内 年1.4%以内				
いわて建設業経営革新特別資金		建設業者で、新分野への進出や新技術の開発等経営革新に意欲的に取り組む者(新たに事業を開始して5年未満の者を含む。)	設備資金 運転資金	設備：5,000万円以内 運転：3,000万円以内	設備：15年以内(3年以内) 運転：10年以内(2年以内)	【固定】 貸付期間に応じ次のとおり 3年以内 年2.1%以内 3年超10年以内 年2.3%以内 10年超15年以内 年2.5%以内		第三者保証人は不要、原則として無担保	取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫

「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が作成したことを確認できる場合には、上記の保証料率から年0.1%の割引となります。

貸付けを受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査を経ることが必要となります。

【お問い合わせ先】

商工労働観光部経営支援課金融担当 019-629-5542(所管資金：商工観光振興資金、中小企業経営安定資金、小口事業資金、創造的中小企業支援資金、
県北・沿岸地域中小企業振興特別資金、いわて起業家育成資金、中小企業災害復旧資金)

商工労働観光部企業立地推進課 019-629-5565(所管資金：企業立地促進資金)

県土整備部建設技術振興課 019-629-5954(所管資金：いわて建設業経営革新特別資金)

保健福祉部地域福祉課指導生保担当 019-629-5438(所管資金：ひとにやさしいまちづくり推進資金)

【県単融資制度に関する情報】

岩手県商工労働観光部経営支援課HP(<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=501&ik=3&pnp=17&pnp=62&pnp=501/>)

資金メニュー及び貸付利率等については、変更する場合がありますので、HPにて確認願います。

【会 員 動 向】

<p>かまいし水産振興企業組合</p>	<p>定食専門店「浜結(はまゆい)」をオープン！</p> <p>かまいし水産振興企業組合(理事長：三塚浩之氏、釜石市東前町 2-6)では、同市只越町やうらビル1階に定食専門店「浜結」をオープンした。三陸の水産物を主菜とし、野菜など大半は地元の農産物直売施設「アグリ」から仕入れるなど、地元食材を使ったメニュー構成で、4月8日のオープン初日は大勢の客で賑わった。</p> <p>地産地消や食の安全を重視する消費者が増え、安全安心な食材の提供が求められている中、地域の魚食普及を模索してきたメンバーの願いが結実、今回の開店に至った。日替わり定食は6品で構成され、その日の仕入次第でメニューを考える。営業は月・金の午前11時から。土日定休。</p>	<p>4/8</p>
<p>協同組合江釣子 ショッピングセンター</p>	<p>第3回日本SC大賞「倉橋良雄賞」受賞！</p> <p>協同組合江釣子ショッピングセンター(理事長：高橋祥元氏、北上市北鬼柳 19-68)では、(社)日本ショッピングセンター協会の行う「日本SC大賞2008」の表彰において、この度、地域貢献賞の特別賞である「倉橋良雄賞」を受賞した。日本SC大賞は協会設立30周年を記念し、2年に一度開催されているSC表彰。第3回目となる今回は新たに「地域貢献賞」を設定、協会が策定した地域貢献賞の評価基準に照らし、全国2,680(2005年末)のSCのうち、8SCが選出された。その中でも「倉橋良雄賞」は、日本SCの父と称される故倉橋良雄氏を記念したものであり、特に地域貢献に優れたSCのみに与えられる特別賞である。</p> <p>地域貢献賞の評価基準は5基準があり、商品・サービスを通じ、地域生活者に利便性を提供、暮らしを総合的にサポートしているか 地域のプラットフォームとして人々が「集う・交わる・活動する」場を提供しているか 地域環境との共生、安全性・快適性の維持、管理を図っているか 地域経済団体等との協力連携を図り地域経済・地域商業の健全発展に寄与しているか まちの発展と成長への協力を積極的に行いまちづくりの一翼を担っているか となっているが、殊にも地域生活者への利便性の提供は勿論、より地域と密着したSCであることが高く評価された。</p> <p>授賞式は5月15日、同協会の平成20年度定期総会の席上で行われ、表彰状の他、トロフィーと賞金30万円が授与された。</p> <p>翌16日には、高橋理事長が北上市役所の伊藤市長を訪問、受賞報告と共に賞金の30万円を全額市へ寄付した。今回の寄付に関して高橋理事長は「今のパルがあるのも「お陰様」の心があった為であり、これは地域の皆様への我々の心の借金と考える。地域に役立ちたいの一心による寄付であり名勝保護等に活用していただきたい」と語っていた。</p>	<p>5/15</p>



【会 員 動 向】

盛岡市肴町商店街振興組合	肴町春祭り開催	4/29
	盛岡市肴町アーケード内で恒例の「肴町春祭り」が開催され、多くの人たちで賑わった。	
盛岡市大通商店街協同組合	大通春まつり「ちびっこ天国」開催	5/5
	盛岡市大通商店街アーケード内で『大通春まつり「ちびっこ天国」』が開催され、多くの家族連れで賑わった。	

平成20年 春の叙勲と褒章 (組合関係)

~ 栄えある授章おめでとうございます ~

	旭日小綬章	松下 壽夫 氏	岩手県弁護士協同組合 理事長
	旭日単光章	古舘 和男 氏	岩手県農業機械商業協同組合 元理事長

全中佐伯会長と JA 全中宮田会長の初会談、農商工連携で合意

全国中小企業団体中央会(全国中央会)と全国農業協同組合中央会(JA 全中)は、去る3月27日、虎ノ門パストラルにおいて、初のトップ会談となる「農商工連携に関する懇談会」を開催した。

同懇談会には、全国中央会から、佐伯昭雄会長、市川隆治専務理事、山崎克也常務理事が、JA 全中から、宮田勇会長、向井地純一専務理事、前嶋恒夫常務理事が出席した。

同懇談会では、今後、両中央会において、「環境」「食の安心・安全」「地域活性化」の3本柱を中心として、具体的に、地域でいかに連携していくかについて協議の場を設けていくことで合意した。

(協)マリンテック釜石、農商工連携 88 選に選ばれる

経済産業省では農林水産省と共同で、農林水産業と商工業等の連携の取組を取りまとめ、「農商工連携 88 選」として広く紹介することにより多くの事業者の方の参考としていただくため、本年2月1日(金)から2月22日(金)の期間、事例の募集を実施。結果について4月4日(金)に公表され、本県からは、協同組合マリンテック釜石が選ばれた。

協同組合マリンテック釜石では、釜石近郊で問題となっていた、大量の水産加工廃棄物、未利用水産資源の処理についての問題を解決するべく、これらの水産加工残渣より、生活習慣病の予防等に効果があるとされる機能性成分を大学との共同研究により抽出、製品化した。



景況感の低迷続く(平成 20 年 3 月)

全体の概要

3月 は、穀物相場の高騰や中国産原材料等、食料品関係に不安要因が発生した。また、その他多くの業種でも、所得環境の低迷等に伴う消費の抑制や公共事業の減少等により売上高が減少した。

一方、売上げは伸びているものの、燃料や原材料価格の高騰等のコストアップによる収益性の悪化も目立っており、県内中小企業の景況は依然厳しく、更に、先行きが懸念される状況にある。

主な業界及び地域組合等の動向

めん類製造業

澱粉・蕎麦粉も値上りしているが、小麦粉価格の上昇が深刻である。ガソリン価格の高騰も製造・配達業務においてコスト増の要因となっている。

一般製材業

新築住宅着工戸数の伸び悩みで住宅関連資材販売業者及び建築業者は先の見えない中での経営を強いられている。

一般機器製造業(花巻市)

増加傾向にあった受注量が激減している中、材料や購入部品の値上りが続いており、収益を圧迫している。

家庭用機械器具小売業

進学・就職による単身者向けの家電製品の売上数量は伸びたが、単価下落によって金額ベースでは伸びていない。

各種商品小売業(盛岡市)

暖かい日が続いたため、春物衣料の売れ行きが良かったこと、花粉症対策の商品(医療品等)が早めに動いた。

野菜・果物小売業

市場全体として、中国問題を含め安全・安心に対する強化で大きく揺れ動いた。

食肉小売業

中国産餃子事件以来、国産志向が強まり需要が増加している。頭数不足も影響して高値卸売価格が続いている。

商店街(久慈市)

中心市街地の空洞化、郊外大型店の出店等で商店街の衰退は著しかったが、「やませ風土館」に商店街活性化の礎となるよう大いに期待している。

建物サービス業

資材費の値上げ、最低賃金の引き上げが収益を圧迫しているが、入札制度の変更等で委託料の上昇は見込めず好転の兆しはない。

板金工事業業

原油価格の高騰、鉄鉱石価格の値上がりにより、高炉メーカーのコストが増加しているが、工事価格が上がりず収益が圧迫されている状況にある。

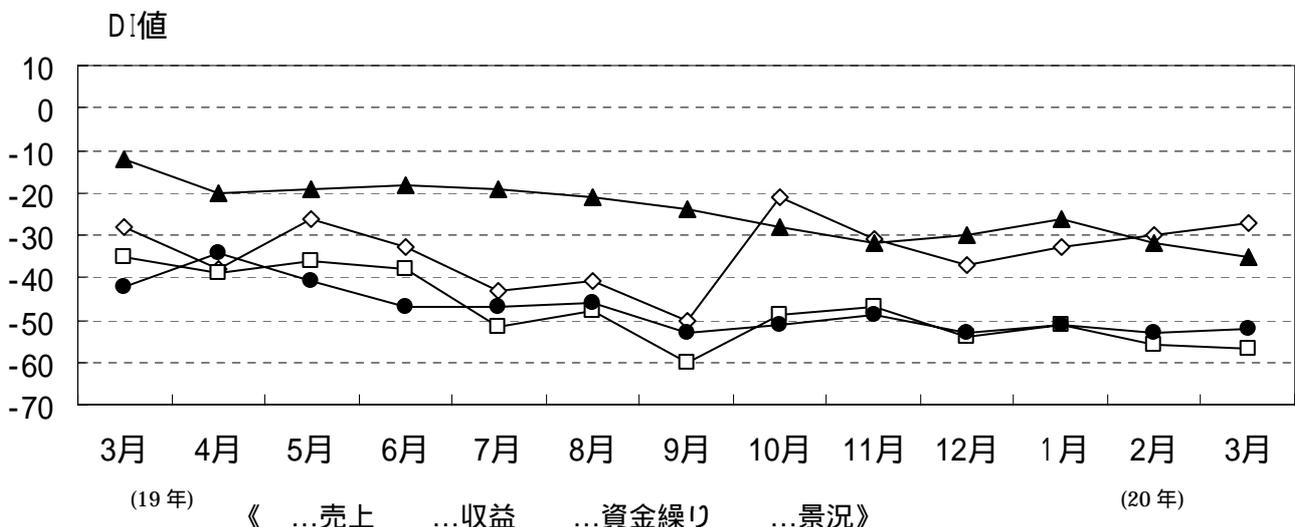
倉庫業

食料関係の保管品質について、中国製品の食品事件発生後更に慎重に行うよう求められ、消費者の信頼を得られるよう求められている。

一般常用旅客自動車運送業

原油価格の高騰により苦しい状況は続いており、依然として収益は落ち込んでいる。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年3月~H20年3月)



全国中央会の助成組合決定！

本年度の中小企業活路開拓調査・実現化事業については、希望調査により募集していましたが、このほど助成対象として下記の組合が採択されましたのでお知らせします。

1．組合等自主研修事業（組合名及び実施テーマ）

組合等が組合員企業等の人材を養成するため、経営・販売管理、新商品の開発等に関する研修会を開催する。

組 合 名	実 施 テ ー マ
協同組合宮古ファーマシー	医療提供施設及び薬局機能評価対応研修会
岩手県管工事業協同組合連合会	組合共同事業の再構築に向けて
岩手県南建設業協同組合	今後の地域経済の行方と中小企業のあり方について

2．組合等Web構築支援事業（組合名）

Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び新たなビジネスチャンスの創出を図る。

組 合 名
岩手県防水工事業協同組合
黒崎温泉企業組合
協同組合紫波町ポイントカード会

小山田顧問、岩手県共同募金会に車両を寄付

本会顧問小山田義身氏が去る4月17日に、岩手県共同募金会(会長 菅三郎氏)へ乗用車一台(約150万円相当)を寄贈した。贈呈式は盛岡市三本柳のふれあいランド岩手にて行われた。

この乗用車は小山田顧問が会長を務める小山田企業グループの創立60周年を記念して贈呈されたもの。

鈴木会長、春の園遊会に出席

天皇、皇后両陛下主催の春の園遊会が4月17日に東京の赤坂御苑で開かれ、各界の功績者や自治体関係者ら計1,943人が出席し、本会鈴木会長も出席した。



～園遊会とは（宮内庁ホームページより）～

園遊会は、毎年春と秋の2回に赤坂御苑で催され、衆・参両院の議長・副議長・議員，内閣総理大臣，国務大臣，最高裁判所長官・判事，その他の認証官など立法・行政・司法各機関の要人、都道府県の知事・議会議長，市町村の長・議会議長，各界功績者とそれぞれの配偶者約2,000人が招待されます。

皇太子同妃両殿下はじめ皇族方が出席されるほか、春の園遊会には、各国の外交使節団の長以下の外交官・各国の領事館の長とその配偶者・令嬢も招待されます。

なお、各界功績者は、産業・文化・芸術・社会事業などの分野で功勞のあった人です。



主要日誌（4月1日～4月30日）

中央会主催事業

- 4/16 中小企業振興奨励賞選考委員会
中央会第1回理事会
- 4/25 組合税務講習会

関係機関・団体主催行事への出席等

- 4/5 盛岡中央工業団地合同入社式
- 4/17 春の園遊会

- 4/22 岩手県消費生活審議会
- 4/24 岩手県職業能力開発協会理事会
いわて未来づくり機構設立総会
花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業審査委員会
- 4/25 産官学連携連絡会議
工業技術センター成果発表会
岩手県中小企業再生支援協議会全体会議
いわて起業家サポーターネットワーク会議